

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

昭和55年から、平成27年までの推移では総人口、年少人口、生産年齢人口が減少傾向にあり、老年人口のみ増加傾向である。

特に平成2年以降は老年人口が年少人口を逆転している。

総人口：42,587人

内 訳

年少人口（0～14歳）：4,483人

老年人口（65歳以上）：14,005人

生産年齢人口（15～65歳）：23,685人

※出展：常陸大宮市人口ビジョン（国勢調査：平成27年度）

【産業構造及び中小企業の実態】

当市には、県北西部地域を代表し多種多様な企業が集積する水戸北部中核工業団地、木材関連企業が集積する宮の郷工業団地、その他の地域に建設業、製造業、卸売業及び小売業の事業所が多数を占め、その大半は中小企業である。

この中小企業が所有している設備は老朽化が進み、労働生産性が伸び悩み生産性向上の足枷となっている。

事業所数（従業者数）：1,897所（16,287人）

内 訳

第1次産業：20所（332人）

第2次産業：547所（6,343人）

建設業：308所（1,372人）

製造業：235所（4,950人）

第3次産業：1,330所（9,612人）

卸売業・小売業：502所（2,939人）

※出展：平成28年経済センサス（平成26年7月1日現在）

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市は、建設業、製造業、卸売業及び小売業など多岐に渡る産業が市内の経済・雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は都市部、農村部、山間部等広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が当市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは多種多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良欲に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は対象としない。
- ・ 環境条例に配慮すること。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査をする場合がある。